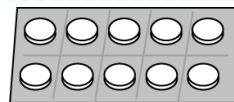


～結核治療を完遂するために～



1 処方日数についてご配慮願います。

国の結核登録者情報システム（サーベイランス）では、肺結核の治療終了時に、医療基準に従った確実な治療が行われたかどうかを評価するため、治療成績判定区分（下記参照）にて判定されます。治療成績判定区分における、「1 治癒」と「2 治療完了」が治療成功となります。

■結核の標準治療は

4 剤（2 か月 HRZSorE+4 か月 HR）で**180 日**

または**3 剤**（2～6 か月 HRSorE+7～3 か月 HR）で**270 日**

の内服が必要です。

※「結核の標準治療」については札幌市保健所 HP にも掲載しております。

<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f1kansen/documents/hyouzyuntiryoy280401.pdf>

■内服必要日数を下回ると、国の基準では「5 脱落・中断」と判定されます。

1 か月を 28 日として処方した場合、服薬期間が足りなくなりますので、ご留意願います。

（例）**28 日処方**×6 か月=168 日

⇒ 4 剤の標準治療 180 日には 12 日足りず、

「5 脱落・中断」と判定されます。



（参考）■治療成績判定区分■

1 治癒	治療が最後まで終了し、治療最終月及びそれ以前に少なくとも 1 回の培養陰性が確認された場合。
2 治療完了	治療が最後まで終了したが、治癒の条件に当てはまらない場合。
3 死亡	治療期間中に死亡した場合。結核死だけでなく、全ての死亡が含まれる。
4 失敗	治療開始から 5 か月目以降に採取された検体で培養陽性が確認され、その後抗結核薬を使用した治療が適用できず治療を中止している場合。
5 脱落・中断	治療を開始しなかった場合又は治療が連続で 2 か月以上中断し、その後治療に復帰しなかった場合。必要とされる治療期間に満たずに治療を終了した場合。副作用等による医師からの指示中止も含む。
6 転出	患者が国内外へ転出した場合。
7 治療継続中	治療判定時期において、結核治療を継続している場合。
8 不明	保健所において治療成績を判定できない場合。

※札幌市保健所 HP に「肺結核患者等の治療成績とその分析について」を掲載しております。

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f1kansen/documents/h31tiryouseiseki.pdf>

※裏面もご覧ください※

2 DOTS（直接服薬確認療法）について

保健所では、結核患者に対し、DOTS（直接服薬確認療法）を導入し、治療完遂への支援を行っております。服薬状況や副作用などでお気づきの点がありましたら、下記担当係へ御連絡をお願いします。

※入院・施設入所中の結核患者への院内 DOTS※

保健所と入院中の医療機関や入所施設等が連携して行う抗結核薬の服薬継続支援です。保健所保健師が、入院先の医療機関や入所施設等に抗結核薬服薬の継続状況等を確認させて頂くものです。

※通院治療中の結核患者への地域 DOTS※

<方法>

- ①外来 DOTS（受診時に外来で服薬状況を確認）
- ②薬局 DOTS（調剤薬局の薬剤師が抗結核薬を交付時に服薬状況を確認）
- ③訪問 DOTS（保健所保健師または委託の訪問看護師が、患者の自宅や勤務先などに訪問し服薬状況を確認）
- ④連絡確認 DOTS（保健所保健師が、電話やメールで服薬状況を確認）

3 治療中に転院される場合のお願い

- 1) 転院先へ：確実に結核治療が継続されるよう、診療情報提供をお願いします。
- 2) 保健所へ：結核患者が医療機関を変更する場合は、『医療機関の変更届』のご提出と『患者票』の返戻をお願いいたします。
結核患者が入退院をした場合は、『入（退）院結核患者届出票』もご提出下さい。
なお、治療終了時は『患者票』の裏面をご記入のうえ、返戻をお願いいたします。



抗結核薬を確実に内服していただくことを目的に、患者さんへ「服薬手帳」をお渡ししています。服薬手帳へ内服状況や副作用等を記録いただき、受診時持参するようお伝えしております。持参されましたら内容をご確認ください。飲み忘れが多い、副作用が強く内服を中断した場合など、下記へ情報提供いただけますようお願いいたします。

<問い合わせ>

札幌市保健所 感染症総合対策課 結核対策係

TEL 011-622-5199

FAX 011-622-5168